

令和5年度

事業計画

社会福祉法人 大空の会

令和5年度 事業計画

I 法人全体としての事業計画

1. 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部改正が、令和4年12月10日成立し、同月16日に公布されました。改正の趣旨として、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため。となっています。これらを踏まえ、障害者や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築が必要です。

新型コロナウイルス感染症の未収束、国際秩序を揺るがす軍事侵攻、それらに起因する物価上昇、災害の頻発化・激甚化等、国内外の情勢がいろいろな難局に直面しています。また、2040年問題として、生産年齢人口の急減により労働力制約が高まるなか、介護、福祉、医療、子ども支援の担い手である人材の確保は、福祉現場において切実なる問題です。

当法人は、令和5年4月で50周年です。社会福祉の原点に帰ると、社会福祉法の第24条には、「社会福祉法人は社会福祉事業の主たる担い手」であること、同時に「自主的に経営基盤の強化を図る」ことが必要であることも書かれています。このことから、地域福祉の維持・向上が社会福祉法人の存在意義であり、目的です。その目的達成のために、経営基盤の強化、サービスの質の向上、事業経営の透明性の確保を図る経営が必要です。

これまで未来を見据えた運営改革・組織改革を行わなければいけないと考えておりましたが、なかなか実行には至りませんでした。前年度は、人事考課制度構築の足掛かりとして、キャリアパス基準の導入に向けた管理職研修や全職員を対象とした説明会を開催しました。今年度は、考課方法に関する研修を受けながら試行期間としますが、これまでの年功序列的定期昇給から人事考課により職責・職務内容に基づく給与体系へと移行します。それによって、職員の皆さんのモチベーションアップを図ります。

また、時代の流れや経営環境の変化を含め、時代に合った事業改革が必要です。既存スタッフは反対というより、変化に対する不安の方が大きいと思われます。その不安を少しでも取り除き、改革にチャレンジします。組織改革はもちろん、法人全体の意識改革も重要です。そのため、今年度から新たな時代における福祉経営の確立に向けて、法人が行う事業の多角化・多機能化、効率化を推進し、利用者や地域ニーズと自法人の強みの適合関係を分析しつつ、地域福祉の充実と経営基盤の安定化の視点から、社会福祉法人としての新たな価値を創造するとともに笑顔・笑い声があふれる職場環境をつくり、各事業が目指すべき姿を職員とともに法人一体で考え、明確にしていきます。

今年度は、まず財政基盤を安定させるため、既存事業の安定的な運営を目指します。

2. 主な施策

(1) 働く意欲をもてる職場づくり

- ① キャリアパスの周知と理解
- ② 人事考課制度の導入と周知・理解
- ③ ハラスメントのない職場
- ④ 職務権限・役割の明確化を行い、人材育成の推進
- ⑤ 介護ロボット・センサーをはじめ、ICTの活用

(2) 利用者の自己決定と選択の尊重

- ① 利用者が苦情・相談が言える環境
- ② サービス提供方針等の職員への周知
- ③ 安心・安全で楽しく過ごせる環境

(3) 持続可能な経営基盤の確立

- ① 法人理念の周知
- ② 中長期経営計画の作成
- ③ 経営情報の職員への周知

(4) 施設整備

利用者への安心・安全・快適なサービス提供を第一に考え、また、職員の職場環境をより良くしていくために、不具合等を適切に把握し、優先順位を決めて対応します。

また、全体の施設設備を把握し、長期的視野から設備更新等を計画していきます。

3. 運営の適正化

社会福祉法人が求められる継続性には、安定的な事業展開が必要で、経営状況を把握し、事業収入、支出管理の適正化を分析し修正していきます。心理的安全性のある自分で考え動く職場環境づくりを図るなど、関係法令の遵守、経営組織のガバナンスとして、利用者・職員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うことの強化及び適正な財務規律の徹底を図り、適正な運営を行います。

4. 令和5年度予算の概要

(1) 事業活動による収入

収入は、806,478千円を見込んでおり、前年度比6,006千円の増額となります。

今年度、入所施設においては、現在、112名（令和5年3月1日現在）の利用者数を118名、地域支援課においては、通所生活介護事業の1日の稼働を現在、平均13.8人から16人に目標設定し、法人全体で利用者確保に努め、経営安定を図ります。

(2) 事業活動による支出

人件費は、582,685千円、前年度比34,606千円の減額となり、人件費率は72.3%です。

今年度からキャリアパス基準を導入し、これまでの年功序列的定期昇給から職責、職務に基づく人事考課による給与体系へと移行するとともに、これまでの県に準じたままの給与規則を大幅に改定し、最低賃金に対応した初任給や手当等の見直しを行いました。

併せて、人員配置体制加算も考慮した給料に沿った人員換算を導入し、配置人数の見直しを行いました。

事業費は、前年度比2,377千円の増額となります。主な要因は、物価高騰による給食材料費の1,920千円の増額、水道光熱費では原油価格の高騰による電力料金、ガス料金の値上がりに伴い4,580千円の増額によるものです。消耗器具備品費では、コロナ感染症対策用備品等が充足していることから2,682千円の減額となります。

事務費は、前年度比5,146千円の減額となります。主な要因は、通信運搬費支出5,599千円の減額によるものです。前年度実施したネットワーク機器の更新費用分の減額です。

支出全体では、35,362千円の減額となっています。

(3) 施設整備による収支

設備資金借入金収入100,000千円、土地取得支出111,995千円となります。現施設の土地を長崎県から購入するための費用の借入金と支出です。

(4) その他の活動による収支

資金不足の法人本部、障害者相談支援事業については、当期資金収支差額で利益が出ている各拠点区分、事業区分から合計137,957千円の資金繰入を行うこととしています。

(5) 当期末支払資金残高

以上により、今年度は当期資金収支差額合計が31,483千円となり、前期末支払資金を合計して、当期末支払資金残高は236,925千円となります。

II 各所属・事業所の事業計画

□障害者支援施設にじいろ

1 所在地：佐世保市大湯町 50 番地 1

2 事業種・定員など

○障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）定員：140 名

入所者：112 名（令和 5 年 3 月 1 日現在）

○障害者（児）短期入所事業 定員：空床型 5 名

○佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）定員：一日当たり概ね 1 名

3 運営の基本方針

(1) 障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

新しい理念の基に、利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者・職員お互いが「感謝」であふれ、その人らしく安心して暮らすことができる体制をつくります。

また、あふれる笑顔と共に、チームワークを持って、サービスの質の向上に努めます。

【重点目標】

① 良質なサービスの提供

- ・利用者の立場に立ち、「目配り」、「気配り」、「心配り」の行き届いた中で、笑顔で良質なサービスの向上に努めます。
- ・利用者のケアの統一により、職員一人ひとりが同じ対応になるよう努めます。
- ・ノーリフトへの取り組みを更に広げていきます。

② 業務の効率化

- ・業務がより効率的になるよう、業務の仕組みを見直すなどの取り組みを進めます。

③ 危機管理と感染対策

- ・繰り返しのリスクを防ぐことができるよう、またアクシデントやヒヤリハットに迅速に対応できるよう努めます。
- ・あらゆる感染症に対応できるよう、基本的感染対策を継続するとともに、BCP（業務継続計画）の理解と周知を行います。

④ 笑顔で業務をおこなえる職場づくり

- ・多職種に対する理解や連携を深め情報交換を行いながら、チームワークを重視した職場づくりに努めます。
- ・人事考課を取り入れることで、職員の働く意欲を上げることができるよう、また魅力ある働く環境を構築できるよう努めます。

⑤ 利用者・職員の人材確保対策

- ・県内、特に県北地区での PR 活動を行い、病院との情報交換が密にできるよう取り組みます。
- ・広報活動や学校訪問等により、継続した人材確保に努めます。

(2) 障害者（児）短期入所事業、佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

前年度は利用者数を 2 名としていましたが、フロア体制の見直しにより今年度は 3 名とし、利用者の心身の状況に応じて、食事及び排泄等の必要な介護を適切に行うと共に自立と日常生活の充実に資するよう支援を行います。

また、地域におけるニーズを把握し、サービス利用につなげていくことができるよう、相談支援事業所から情報を得ながら取り組みを行います。

4 利用者支援の方針

(1) 障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

① 健康と安全の確保

利用者一人ひとりの健康状態を良好に保つことを目的に毎日のケアを充実させ、予防ケアに努めます。心身の変化に気付く力を高め、診療所や協力医療機関との連携を図りながら疾病の予防と健康管理を行います。また、感染症対策の徹底に努めます。

利用者の重度化や高齢化、骨粗鬆症による身体機能の低下を踏まえ、安心・安全なケアを行うために、リハビリテーション科と協力しながら、ノーリフトケアに取り組み、適切な支援を行います。

② 日常生活

個々のニーズに応じた健康で充実した生活や様々な活動に参加できるように支援します。また、個人担当制によるケアの充実を図ります。

各居住フロアにおいて運動系、創作系、鑑賞系など利用者が参加しやすい活動を支援します。その他にも、余暇を楽しめるようにクラブ活動等を実施します。

③ 地域活動

近隣地域住民の皆様へ地域広報誌等を通じ施設行事等の参加を呼びかけ、利用者との交流を図ります。

④ ボランティア受け入れ

学生ボランティアによる日中活動、縫製ボランティアによる縫製作業等、ボランティアの受け入れで利用者の暮らしの充実を図ります。

⑤ 実習生の受け入れ

県内外の各大学、高校、介護福祉士養成校等のニーズに対応して実習受け入れを行います。

⑥ 機関誌の発行

利用者家族・関係団体・事業所等に、利用者の日々の生活を知っていただくために、機関誌「展海」を年3回発行します。

⑦ 個別支援計画の作成

利用者のニーズに沿って、生活環境に即した個別支援計画を作成します。当該計画は個々の主体性を生かし、全職種連携のもと支援します。

(2) 障害者（児）短期入所事業、佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

入所施設の支援に準じて、利用者個々のニーズに応じた健康で充実した生活や様々な活動に参加できる様に適切なサービスを提供します。

短期入所で連続1週間以上の利用のときは、個別支援計画書を作成します。

5 具体的目標

○障害者支援施設（施設入所支援・生活介護） 入所者数：118名（定員140名）

○障害者（児）短期入所事業

利用者数： 3名（定員5名）

○佐世保市障害者等日中一時支援事業(福祉)

利用者数：一日当たり1名(定員1名)

6 サービスの内容

(1) 障害者支援施設（施設入所支援・生活介護）

① 基本

- ・日中活動、日常生活（食事の提供、入浴、排泄等の介護）の支援
- ・医療及び健康管理
- ・利用者又は家族に対する相談支援

② その他

- ・入院支援
- ・個別外出支援、帰省支援
- ・施設レクリエーション活動（ゲーム大会など）
- ・成年後見制度への取り組み

(2) 障害者（児）短期入所事業所

上記4(1)の基本のサービスに加えて送迎サービス

(3) 佐世保市障害者等日中一時支援事業（福祉）

上記4(1)の基本のサービス

7 年間行事

行事	実施予定日	備考
外出支援等	未定	個別の対応
シニアパーティー	9月13日(水)	各居住階で実施
県立大学花火鑑賞会	11月	各階ベランダなど
文化祭	11月	体育館など
もちつき	12月6日(水)	玄関前
忘年茶話会	12月	各居住階で実施
新年会	1月10日(水)	各居住階で実施

㊦障害者支援施設にじいろ 調理・栄養管理科

1 運営の基本方針

(1) 給食管理

安心、安全な食事提供はもとより、お互いに協力しあい、食事の質や利用者満足度、職員のスキル向上を図るとともに、新しい取り組みを実践していきます。また、適宜業務内容の見直しを行い、業務の効率化、再雇用者・高齢者も働きやすい環境づくりに努めます。

(2) 栄養管理

すべての入所者に対し、定期的な栄養評価、栄養アセスメントを実施し、生活習慣病や肥満・低栄養の予防・改善に努めます。嚥下機能の低下がみられる場合は、多職種による評価を行い、食事形態の調整等、誤嚥予防を図ります。また、カンファレンスやケアプラン会議において、他セクションと情報を共有し、協力して入所者の健康管理に努めます。

2 具体的目標

入所及び通所施設利用者や希望する職員に対して食事を提供します。

食数見込み：年間 136,000 食、日平均 370 食

3 サービスの内容

(1) 衛生の確保

大量調理施設衛生管理マニュアルに則り、次のとおり、衛生の確保を行います。

- ・科職員全員の腸内細菌検査の実施（毎月 1 回、10 月～3 月はノロウイルス検査も実施）
- ・出勤時の調理従事者の衛生点検（体調、身だしなみ、手洗いなど）
- ・使用水の水質点検記録（色、濁り、臭い、異物、残留塩素）
- ・冷蔵・冷凍庫の温度、厨房内の温度・湿度の測定記録
- ・厨房機器の火器の点検
- ・厨房施設内の整理整頓、清潔の保持

(2) 利用者の栄養に配慮した献立

- ・日本人の食事摂取基準を参考に、1 日の塩分設定を平均 7.5 g 以内で献立を作成します。その他の栄養素についても同様です。
- ・入所施設利用者の必要栄養量の平均値でのエネルギー設定（約 1,400kcal/日）による献立を作成します。

(3) 利用者の健康や希望に配慮した食事の提供

- ・治療食として、糖尿病食や減塩食を提供します。
- ・利用者の摂食嚥下状態に合わせ、きざみ、ミキサー、粥ゼリー等の対応を行います。
- ・可能な範囲で、利用者の嗜好や食物アレルギーへの対応を行います。

(4) 献立・イベント

- ・各種イベントの実施（ティータイム、誕生ケーキ、誕生膳など）
- ・四季の行事に合わせた行事食の実施（クリスマス、おせち、節分など）
- ・施設行事に合わせた食事の提供（開所祝い、シニアパーティー、忘年会など）

(5) 栄養管理

- ・栄養ケアマネジメントの実施（栄養スクリーニング、栄養アセスメント、モニタリング、ケア計画作成、家族説明）
- ・多職種と連携した摂食嚥下機能の評価

4 その他

- ・利用者を交えた給食委員会の開催（年間4回）
- ・利用者に対する嗜好調査（年2回）
- ・非常災害等緊急時に備えるため、食材は、240人の3食3日分、飲料水は、ペットボトルで500mlを1,440本、2ℓを720本備蓄。
- ・非常災害や感染症等の発生時の対応策として、業務継続計画を策定。

5 年間行事

区分	実施回数	摘要
誕生膳	12回（毎月1回）	該当月の誕生者に、ステーキ&エビフライ、刺身膳、鯛の姿焼きの3種類から選んで頂く
お祝い膳	4月	にじいろ落成記念お祝い膳
シニアパーティー	9月	敬老のお祝い膳
文化祭	11月	出店の催し
忘年茶話会	12月	忘年会用の松花堂弁当
おせち	1月1日	
新年会	1月	新年会用の松花堂弁当
その他		季節やイベントに応じた食事の提供 （クリスマス、ひなまつりなど）

③通所生活介護事業所ハート・らんど
通所介護事業所ハート・らんど

所在地：佐世保市大潟町 50 番地 1

事業種：通所生活介護

介護保険法の通所介護

利用定員：1 日 20 名（通所生活介護と通所介護の合算）

通所生活介護の現在登録者数：24 名（令和 5 年 3 月 1 日現在）

通所介護の現在登録者数：4 名（令和 5 年 3 月 1 日現在）

1 運営の基本方針

居宅の障害者の自立促進、生活改善、身体の機能向上を図ることができるように送迎、入浴、創作活動、機能訓練、野外活動等の各種サービスを提供し、自立と社会参加を促進します。

事業所の運営にあたっては地域との結びつきを重視し、市町村・他の福祉サービス等と密接な連携を図り、安定した事業運営ができるよう取り組みます。

2 利用者支援の方針

地域で在宅生活を送られている障害のある方のニーズに応えるため、利用者の憩いの場であるとともに、利用者一人ひとりの多様性にきめ細かく応えられるよう、適切な支援を行います。

健康管理は、毎日、バイタルチェックを行い、日々の健康状態の把握に努めます。特に医療的ケアの必要な方の支援においては、看護師を中心として日々関わる介護職員も異常や異変にいち早く気づき、対応できるようスキルアップを図ります。また、看護師を配置し毎日 1 名の医療的ケアの必要な方の受け入れに取り組みます。

日中活動では、入浴、レクリエーション活動、創作活動等を行います。

また、外出活動を通して、施設で味わえない潤いを提供します。施設併設の特性を活かし、理学療法士と連携して機能訓練を実施し、身体機能の維持向上に努めます。

3 具体的目標

利用者一日あたり平均 16 名（定員 20 名：障害者 19 名、共生型 1 名）

1 人あたりの利用は原則日数で希望曜日に対応

利用対象者：18 歳～65 歳未満の身体障害者手帳所持者

ハート・らんど利用で 65 歳を迎えた介護保険適用者

佐世保市内、佐世保市近郊にお住まいの方

4 サービスの内容

(1) 営業日

月曜日から金曜日、及び祭日（5 月 3 日～5 月 5 日、年末年始を除く。）

(2) 営業時間

8 : 45～17 : 30

(3) 基本サービス

- ・入浴、給食、介護、送迎
- ・機能訓練（床上動作訓練、平行棒内歩行訓練、筋力強化訓練等）
- ・社会適応訓練（施設見学、野外活動等）
- ・レクリエーション活動（ボッチャ、風船バレー、秋の運動会等）
- ・健康チェック（バイタルチェック）、医療相談

(4) 創作的活動

- ・クラブ活動…書道
- ・事業所内活動…創作活動（手芸、ちぎり絵、工作等）、食レク、園芸、広報誌作成
- ・事業所外活動…ミニ外出（花見・買い物等）、野外活動（1日コース）、散歩（施設周辺）

(5) 個別支援計画

年1回のモニタリング・立案・中間評価・最終評価、個別説明実施。

なお、共生型サービスは、年2回のモニタリング・立案・最終評価、個別説明実施。

(6) 年間行事

4月	花見（桜）・新聞作り（年間計画他）
5月	ミニ外出・おやつ作り・新聞作り
6月	創作（七夕飾りづくり）・新聞作り・おやつ作り
7月	夏祭り・おやつ作り・ミニ外出・新聞作り
8月	創作（文化祭準備）・新聞作り・おやつ作り
9月	野外活動（グループ別）・おやつ作り・創作（文化祭準備）・新聞作り
10月	野外活動（グループ別）・創作（文化祭準備）、園芸・新聞作り・おやつ作り
11月	文化祭・野外活動（グループ別）・おやつ作り・新聞作り
12月	クリスマス会・ミニ外出（買い物）・新聞作り・おやつ作り
1月	新年会・書初め・おやつ作り・新聞作り
2月	おやつ作り・新聞作り
3月	園芸・ミニ外出（買い物）・おやつ作り・新聞作り

④放課後等デイサービス事業所にじいろキッズ

所在地：佐世保市大潟町 50 番地 1

事業種：放課後等デイサービス 対象：重症心身障害児

定員：5 名 登録者数：15 名（令和 5 年 3 月 1 日現在）

1 運営の基本方針

利用児童が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、社会との交流を図ることができるよう、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行います。

2 利用者支援の方針

個別活動・レクリエーション活動、併設している通所生活介護事業所の設備を使用した入浴サービス、障害者支援施設内の設備を使用したリハビリテーション活動などのサービスを提供することで、家庭における保護者の介護負担の軽減を図り、かつ、児童の健全な育成を支援します。

安心・安全に留意し、利用児童が楽しく過ごすことができる環境を整えます。

また、学校休業日に終日営業する際は、障害者支援施設内の厨房で調理した児童の特性に合わせた食事を提供します。

本事業を利用された児童が、学校卒業後に各事業所の利用に結びつくよう、児童や保護者に寄り添いながら支援を行います。

3 具体的目標

一日の利用児童数：目標 平均 4.5 名（定員 5 名）

4 サービスの内容

(1) 営業日

月曜日から金曜日（平日、学校長期休暇期間）

(2) 営業時間

10:00~18:45（放課後）

8:45~17:30（長期休暇期間）

(3) 基本サービス

①個別・集団療育

・創作活動、散歩、運動、外出、園芸、季節ごとのイベント（夏祭り・ハロウィンパレード・クリスマス会等）

②健康状態の確認

・バイタル測定や観察、体重測定を実施

③入浴サービス

④食事の提供

- ⑤送迎サービス
- ⑥リハビリテーション活動
- ⑦その他、相談や助言、関係機関との連携等

5 個別支援計画

年1回のモニタリング・保護者への希望聴取（随時）

個別支援計画策定立案・中間評価・最終評価、個別支援説明

6 年間行事

4月	おつかい体験・母の日製作	10月	ハロウィンパレード・園芸
5月	園芸	11月	園芸・収穫
6月	七夕製作	12月	クリスマス会
7月	水遊び遊具作り・ハガキ作り	1月	書初め
8月	夏祭り・水遊び	2月	豆まき
9月	運動会	3月	雛祭り・外出

⑤相談支援事業所あさひ

所在地：佐世保市大潟町 50 番地 1

事業種：指定特定相談支援事業、指定障害児相談支援事業、指定一般相談支援事業

登録者数：270 名（令和 5 年 3 月 1 日現在）

1 運営の基本方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ちながら、利用者、家族等の選択に基づき、適切なサービス等が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して相談支援等を行います。

利用者に提供されるサービス等が、特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に相談支援等を行います。

関係機関等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

関係法令等を遵守します。

2 利用者支援の方針

利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切なサービス等へ結び付けるなど、生活の質の向上を第一に考えて支援します。

利用者の心身の特性及び希望を踏まえて、住み慣れた地域での生活が継続できるよう柔軟かつ丁寧な支援します。

関係機関等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3 具体的目標

相談支援等の契約者数

	令和 4 年度	令和 5 年度目標
計画相談支援	56 名	50 名
計画相談支援（施設入所）	111 名	118 名
児童相談支援	106 名	110 名
地域相談支援	0 名	0 名

4 サービスの内容

サービス等利用計画、障害児支援利用計画、地域移行支援計画、地域定着支援台帳の作成・変更、及び付帯する連絡調整等の必要な支援を行います。

その他、訪問または来所等により心身の状況や生活環境を理解し、把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労、教育等に係るサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、連絡調整等の必要な支援を行います。

5 その他

各種研修会等へ積極的に参加して、研鑽に努めます。

㊦にじいろ診療所

所在地：佐世保市大潟町 50 番地 1

事業種：にじいろ診療所（保険医療機関）

佐世保市障害者等日中一時支援事業（医療）

1 運営基本方針

（1）看護診療部門

地域の医療機関と連携して、疾病の早期発見・治療に努めます。また、他職種と密な連携を図りながら、利用者がその人らしく生活出来るように健康管理・保持・増進に努めます。

（2）口腔ケア部門

口腔ケアにより利用者の口腔疾患や誤嚥性肺炎の予防と早期発見、早期治療に努めます。医師・歯科医師の指導の下、利用者の摂食嚥下機能の維持・向上に努めます。

（3）リハビリテーション科

リハビリテーションの理念に基づき、医療的・福祉的・教育的なリハビリテーションを専門医師の指導の下、利用者に提供します。

2 利用者支援の方針

（1）看護診療部門

① 診療

利用者の重度高齢化に対して、障害区分・程度、身体機能・特性を把握して安心できる医療・看護を提供します。

② 定期健康診断

4月と10月に健康診断を実施することで、疾病の早期発見、健康への影響要因をチェックして、病気を予防できるようにします。

③ 感染症対策

感染源は、「持ち込まない」、「広げない」、「持ち出さない」を基本に対応します。

感染症発生した際は、情報を共有し感染拡大を防ぎます。

新型コロナウイルス感染症に関する事項は、保健所と連携を図りながら早急な対応を行います。

④ 職員の健康診断

健康診断を6月（夜勤従事者）、11月（35歳未満と非正規職員）に実施します。

⑤ 佐世保市障害者等日中一時支援事業（医療）

医療ケア児（者）に対して、身体疾患、環境に応じて、食事、排泄、吸引等、安心で安全な医療・看護サービスの提供を行います。

⑥ 協力医療機関

次の医療機関と連携を図り、利用者の緊急時の搬送時はスムーズに対応できるよう

に整備しています。

千住病院においては、在宅療養後方支援病院として事前に利用者の情報交換を行い、診療がスムーズに行くように対応しています。

特定医療法人雄博会 千住病院、医療法人敬仁会 松浦病院、
医療法人是心会 久保内科病院、医療法人悠希会 たたみや歯科医院

(2) 口腔ケア部門

口腔ケア部門においては、利用者の口腔ケアを実施して誤嚥性肺炎の予防や栄養状態の維持・増進を行います。

利用者の摂食、嚥下状態を把握して、摂食嚥下リハビリテーションを行い、摂食機能の維持・増進、QOLの向上を目指します。

また、歯科治療が必要な利用者は、徳富歯科医院、太田歯科医院の訪問歯科で対応します。

(3) リハビリテーション科

専門医師の指示の下、各課との連携を図りながら利用者の身体機能や生活状況を把握、現在の能力から予後を予測しながら、利用者が安心・安全でその人らしく生活をできるように取り組みます。

利用者の身体機能や能力に合わせ、必要とされる補装具や補助具の申請・修理・相談に関する業務を行います。また、感染状況に留意しながら地域との交流についても計画します。

3 具体的目標

(1) 看護診療部門

入所者、短期入所・通所生活介護・放課後等デイサービス・障害者等日中一時支援事業の利用者へ安全な医療・看護の提供。通所生活介護に看護師を1名常勤配置して、医療ケアニーズがある利用者の受け入れの拡充につなげる。

高齢者や基礎疾患がある方を千住病院の後方支援に追加登録して、救急時に対応できるようにする。

(2) 口腔ケア部門

入所者に対して原則、月2回以上の口腔ケアの実施、生活支援員に対する指導。
通所生活介護事業の利用者への対応、生活支援員に対する指導。

(3) リハビリテーション科

入所者、短期入所・通所生活介護・放課後等デイサービス事業の利用者への対応。

関係各課と情報交換・連携し、利用者の個別および集団での特性を生かせる事項について提案・実行していく。

感染状況に留意しながら学生ボランティア等の受け入れを行い、利用者との散歩支援、車椅子清掃等を通じて交流の機会を持ち、施設の認知度を上げるとともに、職員採用につなげる。

4 サービスの内容

(1) 看護診療部門

診療、入所者の健康管理、協力医療機関の連絡調整、利用者の入退院に関する調整。

(2) 口腔ケア部門

入所者の歯科検診、嚥下・評価、歯科診療の手続き、コロナ感染状況に応じた歯科・介護実習生の対応。

(3) リハビリテーション科

運動療法、作業療法、物理療法、レクリエーション活動、利用者間の関係作り、地域交流への取り組み、補装具支援、計画作成・評価、ボランティア受け入れ。

⑦総務部 総務課

1 運営の基本方針

利用者、家族、職員、地域住民、各関係機関から信頼されるよう行動し、地域に開かれた施設づくりを進め、「地域共生社会」の実現に努めます。

また、法人本部として、各関係機関との連携や積極的な情報公開に努めます。

2 具体的目標

(1) 職場環境の整備

利用者が安心・安全に生活でき、職員が安心して勤務できるよう環境を整えます。

高齢者を含む非正規職員との雇用契約を行うにあたっては、職員へ働き方や勤務条件における選択肢を提示します。

子育てや家族の介護が必要な職員について、安心して休暇を取得でき、復職できるよう努めます。

また、メンタルヘルス、負傷、疾病により休業した職員を円滑に職場復帰させ、かつ職務を継続できるよう努めます。

(2) 会計業務

法人全体での会計業務全般を担っており、日常の会計業務を正確かつ効率的に行い、常に財務状況を適切に管理し、経営に活用できる情報を提供します。

収入の面では、これまでと同様、入所事業部、地域事業部、医療部との連携を図りながら、正確な情報を基に適切な請求事務を行います。

支出の面では、資金の収支状況を把握しながら、健全な資金運用を行います。

(3) 人事評価制度の構築

今年度は、キャリアパス基準に基づく新しい給与制度を導入し、人事考課シートの活用を含めた管理職研修を行い、次年度からの本格的な運用を目指します。

(4) 地域への発信

法人設立50周年の「記念誌」を発行します。また、インスタグラムの活用やコンクリート擁壁に看板（夜間照明付き）を設置し、地域に向けた発信を行い、法人の認知度を高めるように努めます。